（第３表）

吐口調書							
処理分区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	放流先の水位	摘要

備考

１～３　（略）

４　「放流先の水位」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。

５　「摘要」の欄は、雨水吐については、令第５条の４第２号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

（第４表）

（略）

（第５表）

（略）

（第６表）

（略）

（第７表）

（略）

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書

（略）

下水道法第12条の３第１項（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の３第１項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

（略）

下水道法第12条の３第２項（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の３第２項）
下水道法第12条の３第３項（下水道法第25条の30第１項において準用する同法第12条の３第３項）
の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

（略）

（第２表）

吐口調書						
処理分区の名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量	放流先の名称	摘要

備考

１～３　（略）

（新設）

４　「摘要」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。また、雨水吐については、令第５条の４第２号の規定に基づく措置の内容を記載すること。

（第３表）

（略）

（第４表）

（略）

（第５表）

（略）

（第６表）

（略）

様式第六（第八条関係）

特定施設設置届出書

（略）

下水道法第12条の３第１項（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の３第１項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

（略）

様式第七（第九条関係）

特定施設使用届出書

（略）

下水道法第12条の３第２項（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の３第２項）
下水道法第12条の３第３項（下水道法第25条の18第１項において準用する同法第12条の３第３項）
の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

（略）